

高知県合併処理浄化槽設置推進に関する条例をここに公布する。

○高知県浄化槽設置推進に関する条例

(平成 12 年 3 月 28 日条例第 17 号)

改正 平成 13 年 3 月 27 日条例第 19 号 平成 17 年 12 月 27 日条例第 109 号
平成 22 年 10 月 22 日条例第 41 号

高知県浄化槽設置推進に関する条例

題名改正〔平成 13 年条例 19 号〕

(目的)

第 1 条 この条例は、水質の汚濁負荷の主な原因とされる一般家庭からの生活排水に関し、県、県民、浄化槽管理者及び事業者等の責務を明らかにするとともに、生活排水を処理する浄化槽の普及を推進することにより、河川、湖沼、港湾、沿岸地域その他の公共用水域の水質の保全を図り、もって県民の生活環境の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共用水域 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項に規定する公共用水域をいう。
- (2) 生活排水 炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用水域に排出される水をいう。
- (3) 生活排水対策 生活排水の適正な処理による公共用水域の水質の保全を図るための対策をいう。
- (4) 浄化槽 浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 2 条第 1 号に規定する浄化槽をいう。
- (5) 浄化槽管理者 浄化槽法第 7 条第 1 項に規定する浄化槽管理者をいう。
- (6) 事業者等 浄化槽製造業者、浄化槽工事業者、浄化槽保守点検業者、浄化槽清掃業者及び浄化槽法第 7 条第 1 項に規定する指定検査機関をいう。
- (7) 設置等の届出 浄化槽法第 5 条第 1 項の届出をいう。

(県等の責務)

第 3 条 県、県民、浄化槽管理者及び事業者等は、高知県清流保全条例（平成元年高知県条例第 35 号）第 8 条に定める清流保全基本方針及び高知県環境基本条例（平成 8 年高知県条例第 4 号）第 3 条に定める基本理念にのっとり、生活環境の保全等が図られるよう、それぞれの立場において努めなければならない。

(生活排水対策に係る施策)

第 4 条 県は、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止に関する知識の普及を図り、浄化槽の普及に関する広報等に努めなければならない。

- 2 県は、市町村が浄化槽を設置する者に対し、その設置に係る費用の一部を助成しようとするときは、当該市町村に対し、費用の一部の助成に努めるものとする。

3 県は、市町村が行う公共下水道（下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 3 号に規定する公共下水道をいう。）等の整備計画がない地域又はその整備に相当の期間を要する地域における浄化槽設置助成その他の生活排水対策に係る施策を推進するために必要な技術上及び財政上の支援に努めるものとする。

（設置等の届出の簡素化）

第 5 条 県は、浄化槽を設置しようとする者又はその委任を受けて設置に関する手続事務を行おうとする者の設置等の届出に関し、法令に定めのある場合を除き、書類審査事務等の簡素化に努めるものとする。

（生活排水を排出する者の努力義務等）

第 6 条 生活排水を排出する者は、下水道（下水道法第 2 条第 2 号に規定する下水道をいう。）その他の生活排水処理施設（水質汚濁防止法第 14 条の 5 第 1 項に規定する生活排水処理施設をいう。）が整備されている地域又はその整備の計画がある地域以外の地域において事業場、住宅等を新築する場合は、浄化槽を設置するよう努めるとともに、県が行う生活排水対策の実施に協力しなければならない。

（浄化槽管理者の義務）

第 7 条 浄化槽管理者は、浄化槽の機能が損なわれることなく稼働している状態であることに常に注意を払い、保守点検を行うとともに、指定検査機関の行う水質に関する法定検査を受けなければならない。

2 前項の検査結果において排出水が不適正な水質であることが判明したときは、浄化槽管理者は速やかに改善措置を講ずるものとする。

（放流同意書添付の禁止）

第 8 条 設置等の届出を受理する行政庁は、浄化槽設置者が設置等の届出を行うに際して、当該浄化槽の処理水の放流先となる公共用水域の関係者から放流することについて同意を得たことを証する書面の添付を求めてはならない。

附 則

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 27 日条例第 19 号）

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 12 月 27 日条例第 109 号）

この条例は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 10 月 22 日条例第 41 号）

この条例は、公布の日から施行する。